

令和4年6月15日

日本テレビ放送網株式会社及び株式会社テレビ東京所属の基幹放送局
における電気通信設備の変更の許可
(令和4年6月15日 諮問第15号)

[テレビジョン放送を行う基幹放送局（特定地上基幹放送局）の予備送信所の移転]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(谷口課長補佐、会田係長)

電話：03-5253-5785

総務省情報流通行政局地上放送課

(岩坪課長補佐、松濤係長)

電話：03-5253-5793

日本テレビ放送網株式会社及び株式会社テレビ東京所属の基幹放送局における
電気通信設備の変更の許可
(テレビジョン放送を行う基幹放送局(特定地上基幹放送局)の予備送信所の移転)

1. 諮問の概要

日本テレビ放送網株式会社(以下「日本テレビ」という。)及び株式会社テレビ東京(以下「テレビ東京」という。)は、特定地上基幹放送局(親局)について、送信装置を並列合成方式とする措置等に加え、予備送信所を東京タワーに設置し、親局に係る放送局の送信設備が機能しなくなった場合に限り運用し放送を継続すべく、基幹放送の安全・信頼性に係る措置を講じてきた。

今般、日本テレビ及びテレビ東京は、予備送信所の設置場所を現在の東京タワーから各社の本社へ移転することを希望している。

本件は、電気通信設備の構成そのものに変更は来さないが、かつての親局の送信設備が設置されていた東京タワーからの移転であること、親局のカバーエリアの世帯数は、我が国の世帯数の約3分の1を占めることから、電波監理上重要かつ異例の事案に該当するため、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可について諮問する。

2. 変更概要

予備送信所の設置場所を現在の東京タワーから各社の本社へ移転することに伴う電気通信設備(予備送信所における送信装置等の放送局の送信設備及び演奏所から予備送信所までの中継回線設備)の変更を行うもの。

3. 審査の結果

今般の電気通信設備の変更に関し、放送法第111条第1項の総務省令で定める技術基準及び同法第121条第1項の総務省令で定める技術基準への適合性について審査した結果、適合しているものと認められる。

4. 今後の予定

答申を受けた場合は、申請者に対し、速やかに変更許可予定。

日本テレビ所属特定地上基幹放送局（親局）の変更 （予備送信所の移転）

変更内容

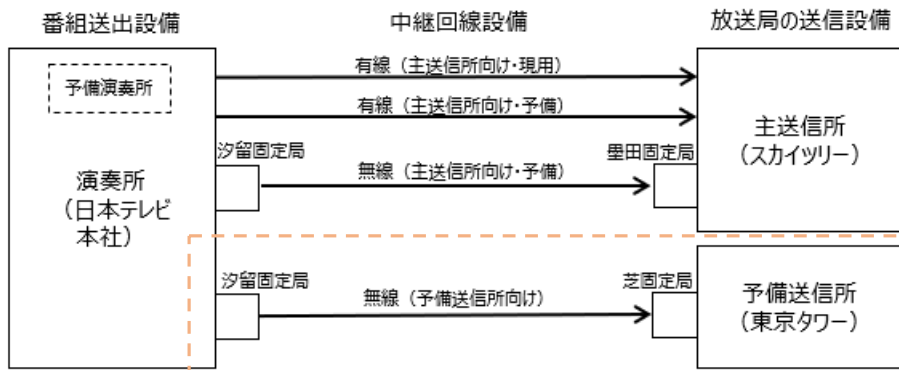
【電気通信設備の変更】

- 予備送信所における送信装置等の放送局の送信設備 : 新設

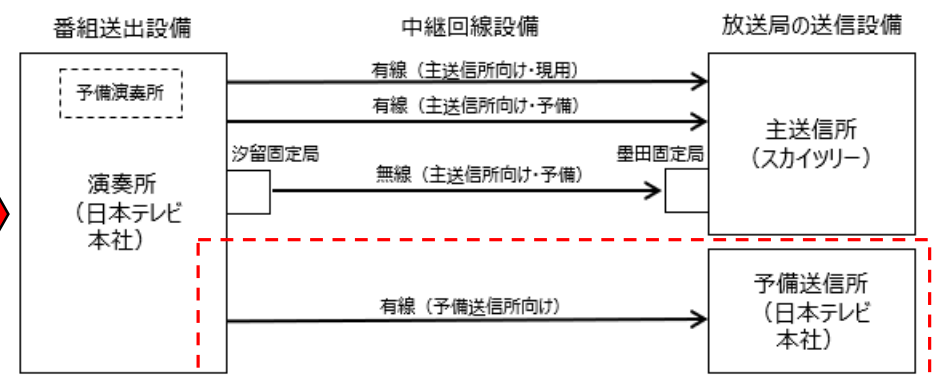
※変更許可後、現行予備送信所の送信装置等は速やかに撤去

- 演奏所から予備送信所までの中継回線設備 : 無線（STL）から有線（本社内）への変更

【概要図（変更前）】



【概要図（変更後）】



【参考：その他の主な変更内容】

- 予備送信所の無線設備の設置場所 : (変更前) 東京タワー → (変更後) 日本テレビ本社
- 予備送信所の空中線電力 : (変更前) 10kW → (変更後) 1kW

（凡例）

- 破線枠 : 変更前
- 赤破線枠 : 変更後

主な変更理由

かつての親局の送信設備が設置されていた東京タワーからの移転にはなるが、

- 予備送信所を演奏所と同一施設に設置することで、災害時等にあっても本社職員による有人体制へ速やかに移行することができ、迅速な災害対応が可能
- 災害時における対応拠点を東京スカイツリー及び本社の2拠点に絞ることで、障害対応に集中して当たることができ、迅速な復旧に資する

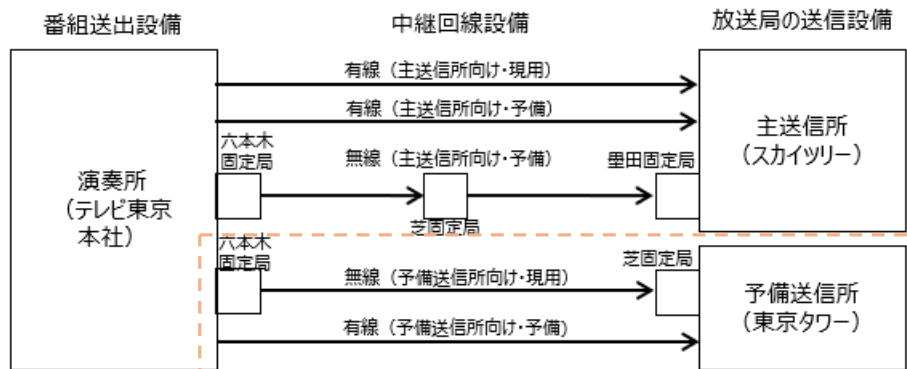
テレビ東京所属特定地上基幹放送局（親局）の変更 （予備送信所の移転）

変更内容

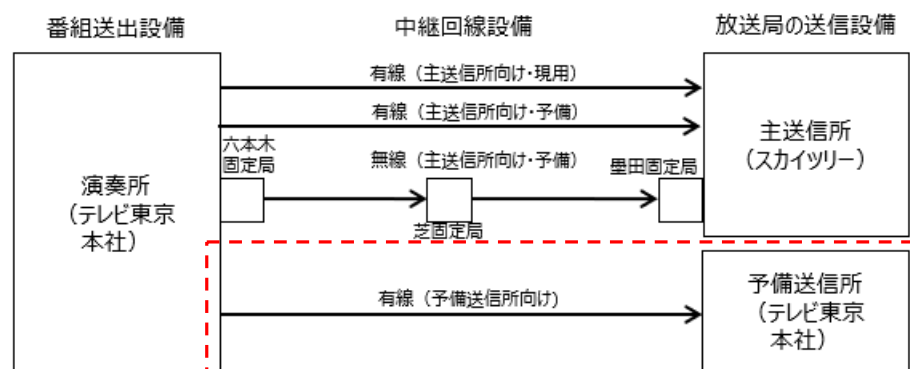
【電気通信設備の変更】

- ・ 予備送信所における送信装置等の放送局の送信設備 : **新設**
※変更許可後、現行予備送信所の送信装置等は速やかに撤去
- ・ 演奏所から予備送信所までの中継回線設備 : **無線（STL）・有線から有線（本社内）への変更**

【概要図（変更前）】



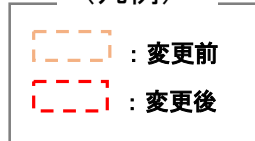
【概要図（変更後）】



【参考：その他の主な変更内容】

- ・ 予備送信所の無線設備の設置場所 : (変更前) 東京タワー → (変更後) テレビ東京本社
- ・ 予備送信所の空中線電力 : (変更前) 10kW → (変更後) 1kW

(凡例)



主な変更理由

- かつての親局の送信設備が設置されていた東京タワーからの移転にはなるが、
- ・ 予備送信所を演奏所と同一施設に設置することで、災害時等にあっても本社職員による有人体制へ速やかに移行することができ、迅速な災害対応が可能
 - ・ 災害時における対応拠点を東京スカイツリー及び本社の2拠点に絞ることで、障害対応に集中して当たることができ、迅速な復旧に資する

電気通信設備の変更の審査項目 (地上デジタルテレビジョン放送(親局)の場合)

電気通信設備の変更の審査項目は、総務省令(放送法施行規則)で定める安全・信頼性に係る技術基準への適合性であり、今般の予備送信所の移転に伴う電気通信設備の変更については、当該技術基準のうち、予備機器等に係る措置への適合性の審査となる。

○放送法施行規則第四章第五節第一款に定める技術基準(第104条~第115条の2)

○:地上デジタルテレビジョン放送(親局)の各設備の審査対象項目

項番	講じるべき措置	番組送出設備	中継回線設備	放送局の送信設備
(1)	予備機器の確保、切替、他に放送を継続する手段(予備送信所の設置等)	○	○	○
(2)	故障等を直ちに検出、運用者へ通知	○	○	○
	やむを得ず①の措置を講じることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知	/	/	/
(3)	① 試験機器の配備	○	○	○
	② 応急復旧機材の配備	○	○	○
(4)	① 設備据付けに関する地震対策	○	○	○
	② 設備構成部品に関する地震対策	○	○	○
	③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○	○
(5)	① 予備機器の機能確認	○	○	○
	② 電源供給状況の確認	○	○	○
(6)	① 予備電源の確保	○	○	○
	② 発電機の燃料の確保	○	○	○
(7)	送信空中線に起因する誘導対策	○	○	○
(8)	防火対策	○	○	○
(9)	① 空中線等への環境影響の防止	/	○	○
	② 公衆による接触の防止	/	○	○
(10)	ア 建築物の強度	○	○	○
	イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○	○
	ウ 立ち入りへの対策	○	○	○
(11)	耐雷対策	○	○	○
(12)	宇宙線対策	/	/	/
(13)	サイバーセキュリティの確保	○	○	○

審査結果

今般の電気通信設備の変更に関し、放送法第111条第1項の総務省令で定める技術基準及び同法第121条第1項の総務省令で定める技術基準への適合性について審査した結果、以下のとおり適合しているものと認められる。

(審査内容)

- 放送局の送信設備のうち、主送信所については、本変更申請前から送信装置を並列合成方式※とする措置等が講じられていることから、既に技術基準に適合している。
- さらに、予備送信所については、主送信所とは異なる場所に設置され、演奏所から主送信所までの本線系統とは別の中継回線により接続されており、主送信所が機能しなくなった場合に限り運用し放送を継続する措置を講じている。

※並列合成方式：増幅器等を3台並列に配置し、うち2台を合成して出力する方式

○電波法（昭和25年法律第131号）

（申請の審査）

第七条（略）

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

二・三（略）

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第一百一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

ロ・ハ（略）

五～七（略）

3～6（略）

（変更等の許可）

第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一・二（略）

2・3（略）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～三（略）

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第二百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第二百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第二百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五（略）

2 前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

○放送法（昭和25年法律第132号）

（設備の維持）

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定めなければならない。

- 一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

（設備の維持）

第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定めなければならない。

- 一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（予備機器等）

第百四条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

○放送法関係審査基準(平成23年6月29日総務省訓令第30号)

別添1 対象設備と措置について(第3条(7)ア、第6条(4)ア、第10条の3(4)ア並びに第12条(7)ア(ア)及びイ(ア))

1 基幹放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置

(1) 予備機器等

番組送出設備、中継回線設備(送信空中線系及び受信空中線系を除く。)、地球局設備(送信空中線系を除く。))及び放送局の送信設備(送信空中線系を除く。))の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「損壊等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようになっていること(規則第104条本文関係)。

なお、これに準ずる措置とは、複数の場所に設置されている機器に対する予備機器又はその構成部品を、保守拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、ア(ア)から(カ)まで若しくはイの措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

予備の機器の設置又は配備等の措置は講じられないが、常時の放送に用いられる機器の損壊等の発生時に、その機器を使用せず別の機器構成により放送の業務を継続できること(規則第104条ただし書関係)。

例えば、ア(キ)若しくは(ク)の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 番組送出設備及び放送局の送信設備を現用予備構成とする措置

(イ) 送信装置を並列合成方式とする措置

(ウ) 局間回線を二重化構成とする措置

(エ) 中継回線設備を無線(又は有線)及び有線の2ルートで構成する措置

(オ) 中継回線設備における終端装置(光回線用端末局装置等)について二重化構成をとり、いずれかに障害が発生してももう一方を使用して放送を継続する措置

(カ) 中波放送、短波放送及び超短波放送の番組送出設備について、番組送出設備に障害が発生し演奏所からの放送が不可能な場合に、送信所における音声信号の入力部分に予備機器を接続して放送を継続する措置

(キ) 中波放送、短波放送及び超短波放送の中継回線設備について、中継回線設備に障害が発生した場合、公衆回線(アナログ電話、ISDN、IP電話、携帯電話網)と音声変換装置(コーデック)等の組合せを利用して予備回線を構成する措置

(ク) 限定的な地域を対象とする予備送信所を親局に係る放送局の送信設備と異なる場所に設置し、親局に係る放送局の送信設備が機能しなくなった場合に限り運用し放送を継続する措置